

令和3年

第1回市議会定例会 議案第29号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）
の一部を次のように改正する。

別表第2に備考として次のように加える。

備考 投票所（共通投票所および期日前投票所を含む。以下同じ。）

の投票管理者および投票立会人が職務に従事した時間（当該時間に30分以上1時間未満の端数を生じたときはこれを1時間に切り上げ、30分未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた時間とする。以下同じ。）が投票所の開設時間（投票所を開く時刻から閉じる時刻までの時間をいう。以下同じ。）に満たない場合における投票管理者および投票立会人の報酬額は、上表の規定にかかわらず、同表に規定する報酬額に当該職務に従事した時間を乗じて得た額を当該職務に係る投票所の開設時間で除して得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

投票所の投票管理者および投票立会人について、職務に従事した時間が投票所の開設時間に満たない場合における報酬の額を定めるため